

## NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

2026年1月14日

第十四回全国人民代表大会常務委員会第十九回会議において、『中華人民共和国商標法(改正草案)』が審議され、2025年12月27日に公布されました。現在、意見募集が行われています。意見募集は、NPC のウェブサイト ([www.npc.gov.cn](http://www.npc.gov.cn)) または国家法律法規データベース ([flk.npc.gov.cn](http://flk.npc.gov.cn)) にアクセスし、あるいは、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会宛に郵送することにより、意見を提出することができます。意見募集期間は公布日より45日間です。

本改正草案の要点を下記のとおり纏めました。ご参考になれば幸いです。

中科專利商標代理有限公司  
日本事務所  
大阪 TEL: 06-6881-5550 FAX: 06-6881-5510  
東京 TEL: 03-3405-8001 FAX: 03-6804-5630  
e-mail: [zhang@csptaljp.com](mailto:zhang@csptaljp.com)

### 『中華人民共和国商標法第五次改正草案』

◇現行商標法は、時代の変化や商標保護ニーズの高まりに対応できていない問題点があり、商標の保護強化、悪意の商標登録や抜け駆け出願の取り締まり強化、デジタル化時代のブランド革新への対応、等々が要望されています。そのような背景により、今回、2023年の第一回改正草案に続き、その修正を経て、第二回改正草案の公布に至った次第です。

#### 〈第五次改正草案の構成〉

草案	タイトル	特記事項
第一章 第1条～第13条	総則	—
第二章 第14条～第24条	商標登録要件	・商標の種類に「動き商標」を追加 ・「悪意」のある出願を現行法のいくつかの条項から一つの条項へ統合
第三章 第25条～第30条	出願	・出願書類として電子データを書面形式とみなす
第四章 第31条～第41条	審査・登録	・異議申立期間を二ヶ月に短縮 ・別案件の結果を根拠とする審査・審理の一時停止
第五章 第42条～第48条	更新・譲渡・抹消	・一年間の商標出願禁止要件を緩和
第六章 第49条～第52条	無効宣告	—
第七章 第53条～第67条	商標管理	・悪意出願人に10万元の罰金 ・職権による悪意・不正な商標登録の取消し
第八章 第68条～第82条	専用権	・専用権者の権利(権利侵害の例外の追加)
第九章 第83条・第84条	付則	—

◇第五次改正草案の要旨は資料1、現行法との対照表は資料2、に纏めております。

◇弊所は、商標法の第五次改正動向をフォローアップし、その進展があり次第、情報提供します。

## 商標法第五次改正草案の主要規定の要旨

### 1. 商標出願関係草案

#### 1-1. 動き商標

<草案>

##### 第 14 条

自然人、法人又は非法人の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体標章、色彩の組合せ、音声及び**動き商標**等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる。

<中科院コメント>

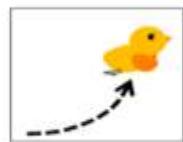
◇商標の対象として、デジタル化時代に対応するため、新たに「**動き商標**」を追加し、登録可能な商標の範囲が拡大されます。

◇この草案では、「動き商標」が具体的にどのような商標であるか、規定されていません。商標法実施細則、商標審査審理基準または司法解釈などによって規定される可能性があります。恐らく「動き商標」は、日本や韓国の商標法に規定された「動き商標」と同様に思われます。

(日本商標審査基準第 39 頁)

(例 1) 一枚の図によって記載されている例(標章が変化せず移動する例)

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、動き商標である。

鳥が、左下から破線の軌跡に従って、徐々に右上に移動する様子を表している。

この動き商標は、全体として 3 秒間である。

なお、図中の破線矢印は、鳥が移動する軌跡を表すための便宜的なものであり、商標を構成する要素ではない。

(例 2) 異なる複数の図によって記載されている例

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、動き商標である。

鳥が、図 1 から図 5 にかけて翼を羽ばたかせながら、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として 3 秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

## 1-2. 不登録事由

<草案>

### 第16条

登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別できなければならぬ。次に掲げる標章は、商標として登録することができない。

(一) その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。

(二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。

(三) その他の顕著な特徴に欠けるもの。

前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなつたときは、商標として登録することができる。

.....

### 第19条

登録出願に係る商標は、他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは先行出願された商標と同一若しくは類似してはならない。

### 第20条

同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであつて、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであつて、公衆を誤認させ、当該馳名商標保有者の利益に損害を与えるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

※第15条割愛

<中科コメント>

◇第16条は、表現の修正であり実質的に現行法通りです。

◇第19条は、現行法の第30条と第31条の統合であり、先行商標として、「登録商標」に加え、「公告商標」および「出願商標」が対象になります。

◇第20条は、現行法では馳名商標の非類似商品・役務に対する保護が「中国で登録済」のものに限られていたが、「未登録の馳名商標」も含むように拡大されています。

(ご参考)

□商標出願: 697万1千件/2024↓(718万8千件/2023)

※外国人: 18万4500件/2024↓(19万9632件/2023)

□商標登録: 478万1千件/2024↑(438万1千件/2023)

※外国人: 14万1328件/2024↑(13万4776件/2023)

□審査期間: 平均4ヶ月(商標出願から登録までの期間: 平均8ヶ月)

□公告率: 68.6% (現状、商標出願件数の三割強が不登録事由により拒絶査定になっています。)

## 1-3. 惡意出願

<草案>

### 第18条

使用を目的とせず、明らかに通常の生産経営の必要を超えて商標登録を出願するときは、登録を認めない。欺瞞若しくはその他の不正な手段で商標登録を出願してはならない。

### 第23条

商標登録出願は、先に存在する他人の合法的な権利権益を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響力のある商標を故意に抜け駆け登録してはならない。

### 第53条

商標登録出願人に次の各号に掲げる悪意による商標登録出願行為のいずれかがあり、不良な影響を生じさせたときは、商標の法執行を担当する部門は、警告を与え、10万元以下の罰金を科すことができる。

(一) 標章がこの法律の第十五条の規定に違反することを知りながら、依然として商標として登録出

願した場合

- (二)この法律の第十八条の規定に違反して商標登録出願をした場合  
(三)この法律の第二十条、第二十一条又は第二十三条の規定に故意に違反して商標登録出願をした場合

<中科コメント>

◇悪意の商標登録と合法的な商標登録を正確に区別するように改正されています。これにより、悪意の商標登録の取り締まりは更に強化されます。

◇第18条は、現行法の第4条第1項及び第44条第1項を統合したものであり、統合後の新たな第18条について、下記2点が想定されます。

- 1) 第18条における「明らかに超える」の定義に関して、どのような状況がその要件を満たすと認定されるか、実務上の重要な難点となり、審査官の自由裁量の幅を拡大する可能性があります。
- 2) 第18条の「欺瞞若しくはその他の不正な手段…」は、無効審判のみならず、商標を登録出願してから登録されるまでの審査、拒絶不服審判、異議申立、あるいは行政摘発、商標権侵害訴訟などのプロセスにも適用される可能があります。

◇第23条は、「権利」から「権利+**權益**」に拡大され、他人の商標の抜け駆け出願を禁止しています。

◇第53条は、悪意のある商標登録出願行為を厳格に抑制することを目的としています。諸状況により10万元以下の罰金を科す可能性があります。

## 2. 商標公告関係草案

### 2-1. 異議申立

<草案>

第35条

初步査定され公告された商標について、**公告の日から2ヶ月以内**に、この法律の第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第二十四条の規定に違反していると何人が判断したときは、国務院商標管理部門に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。

<中科コメント>

◇本草案では、商標初步査定され、公告された商標異議申立期間が3か月から**2か月**に短縮され、商標出願から登録までの期間が短縮されます。これにより、次の2つの影響をもたらす可能性があります。

- メリット)商標出願人は、これまで以上に早く商標登録証を取得できます。  
■デメリット)第三者による悪意の商標出願や抜け駆け出願も、同様に一早く登録になります。一旦、登録になれば、当該第三者に登録商標の使用権が発生し厄介なことになる恐れがあります。従って、第三者の商標公告の監視サイクルを短くして、モニタリングする必要があります。

(ご参考)

- 異議申立: 12万2000件/2024↑(11万5000件/2023)  
□審理期間: 平均10ヶ月  
□異議容認: 38.6%、異議一部容認: 10.4%、異議否認: 51.0% (異議の容認: 否認の比率は4:5です。)  
□拒絶査定不服審判: 32万5324件/2024↑(31万2523件/2023)  
□審理期間: 平均6.5ヶ月  
□無効審判: 6万9205件/2024↓(7万788件/2023)  
□審理期間: 平均10ヶ月

### 3. 登録関係草案

#### 3-1. 商標出願禁止要件

<草案>

現行法	草案
<p><b>第五十条</b> 登録商標が<del>取消されたとき、無効宣告されたとき、又は期間満了しても更新されないと</del>きは、<del>取消、無効宣告又は抹消の日から1年以内は、</del>商標局は当該商標と同一又は類似する商標の登録を認めない。</p>	<p><b>第 48 条</b> 商標登録者がその<del>登録商標の抹消を申請するとき、抹消公告の日から1年以内は、</del>国务院商標管理部門は、他人の同一の若しくは類似の商品について当該商標と同一又は類似する商標の登録を認めない。</p>

<中科コメント>

◇商標出願の禁止要件が緩和されます。すなわち、現行法の上記赤字部分が削除されます。

◇「**登録商標の抹消**」とは、商標権者が自ら中国で登録され有効状態にある登録商標を国务院商標管理部門に抹消申請することを意味します。従って、商標権者自らが抹消した登録商標については、その抹消後1年間は、第三者の商標登録が認められません。

◇本草案が施行されれば、例えば、第三者の悪意登録を取消または無効にすれば、直ちに商標出願登録できるようになります。その商標出願のタイミングは下記のとおり提案します。

※新規な商標出願の禁止は、厳密に言えば、特許庁により公告された登録商標取消公告日から解除されます。

ただし、商標実務によれば、登録商標取消公告日を待たずに登録商標取消決定前、少なくとも1-2か月前に商標出願を申請するようにお勧めします。

**不使用取消請求**⇒**審査 (6~8ヶ月)**⇒**登録商標取消決定**⇒**不服審判せず**⇒**登録商標取消公告**

**新規商標出願…この取消決定日の少なくとも1-2か月前に申請する！**

※すなわち、特許庁による登録商標取消決定後、相手方が登録商標取消不服審判を提出しない場合、当該取消決定から、約2-3か月後に登録商標取消公告がなされます。

その間、第三者の先行商標出願を防止するためには、登録商標取消決定日の少なくとも1-2か月前には、商標出願を申請するのが得策です。

#### 3-2. 審理中断

<草案>

<b>第 40 条</b> 国务院商標管理部門は、商標異議申立審査、出願拒絶再審、不登録再審及び無効宣告事件の審理過程において、関連する先行権利権益の確定について、人民法院で審理中又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、一般的に審査審理を停止しなければならない。停止の原因が解消された後は、審査審理手続を直ちに再開しなければならない。 .....
---

<中科コメント>

◇審査機関の取扱原則が現行法の「停止することができる」から「一般的に停止しなければならない」に改正されます。

◇例えば、先行登録商標が引用され拒絶査定になり、それに不服として復審申請したとき、当該先行登録商標に対し、不使用取消請求/無効審判請求すれば、その決定ができるまで、復審の審理がより確実に停止されます。

◇最近の商標局の運用では、上記のケースの場合、復審の審理が停止する場合もあり、停止しない場合もあります。本改正により、商標出願人にとって、より有利になります。

#### 4. 係争関係草案

##### 4-1. 権利侵害

＜草案＞

###### 第69条

次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、登録商標専用権を侵害する。

(一)商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と同一の商標を使用すること。

(二)商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品にその登録商標と同一若しくは類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせること。

###### 第70条

登録商標に、この商品の通用名称、図形、規格、若しくは商品の種類、性質、品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量、価値、地理的出所及びその他の特徴を直接に表すものを含むとき、又は地名を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

立体標章、色彩の組合せ、音声及び動き商標等の登録商標に含まれる、商品自体の性質により生じる、技術的効果を得るために必要である、又は商品に実質的価値を持たせるための形状、色彩の組合せ、音声及び動的効果等であるときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

提供される商品の用途、適用対象、使用場面等の情報を示す、又は真実な出所を表示する場合のみ、関連する登録商標を使用するときは、登録商標専用権者は他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。ただし、混同を生じやすい場合はこの限りでない。

＜中科コメント＞

◇草案第70条は、商標権侵害に対する正当使用の抗弁を規定しています。

◇第70条第1項:「記述性正当な使用」に対して、非商標的使用の範囲をより広くしました。

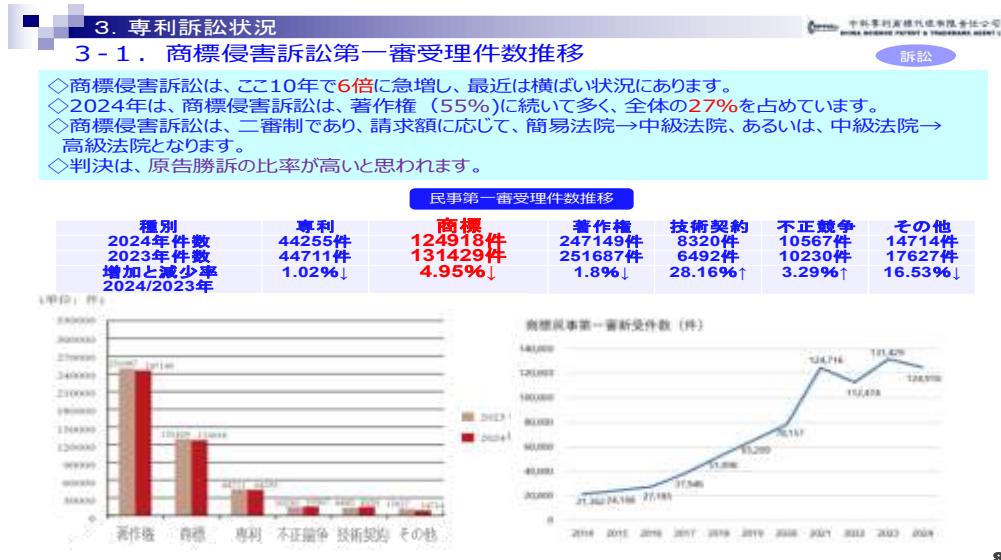
◇第70条第2項:「立体標章の正当な使用」を「色彩の組合せ、音声及び動き商標等」迄拡大しました。

◇第70条第3項:「指示性/説明性の正当な使用」に関する規定を増加し、合理的、誠信のある商標使用者に対して明確な抗弁依拠を規定しました。

◇指示性の正当な使用とは、例えば「Ford自動車の修理を提供する」という役務を提供する営業者は指示性の正当な使用に属し、「Ford」商標権に対する商標権侵害を構成しません。

(ご参考)

商標権侵害訴訟件数推移



## 4-2. 損害賠償

### 〈草案〉

現行法	草案
<p><b>第六十三条</b> 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により確定する。侵害の損失を確定することが困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失または侵害者が得た利益を確定することが困難な場合には、その商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪質な商標専用権侵害行為で情状が重大な場合、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。 .....</p>	<p><b>第74条</b> 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失または侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失または侵害者が得た利益を確定することが困難な場合には、その商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。商標専用権を故意に侵害し情状が重大な場合、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。 .....</p>

(中科コメント)

- ◇商標権侵害訴訟の損害賠償額の立証手順は、現行法では①原告の逸失利益、②被告の不当利益、③使用料の倍数の順序であるが、本草案では、原告は①②の何れかを選択し立証すればよくなります。
- ◇懲罰的賠償の条件として、侵害行為が「悪質」から「故意」に変更されています。その用語の解釈上、侵害認定に特段の影響はないように思われます。
- ◇懲罰的賠償の倍率は、1倍以上5倍以下が維持されています。

(ご参考)

5倍懲罰的賠償事例

**3. 商標訴訟状況**

**3-2. 懲罰的損害賠償事例**

商標権侵害訴訟／懲罰的損害賠償典型事例  
原告：泰源有限公司、被告：振興装飾材料実業有限公司

事件背景 **Feng ye**

原告	登録商標	枫叶	長年の使用により業界内で知名度あり
被告	使用商標	楓葉	商標申請し拒絶されたが当該商標を長年使用

◇原告は、ガラス接着剤のメーカーであり、2000年よりガラス接着剤に登録商標「楓葉」を表示して販売し続けている。登録商標「楓葉」は、長年の使用により、業界内では知名度が高くなつた。

◇被告は、原告の販売代理店であったが、消費者を隠蔽するため、「酸性シリコン」の商品名でガラス接着剤を20年近く販売し、その商標として、拒絶査定になつた「楓葉」を使用し続けていた。

◇原告は、商標権侵害として、裁判所に提訴し、被告に対し、侵害停止、経済損失3000万元の懲罰的損害賠償を請求した。

判決要旨    侵害認定    +    情状深刻    →    懲罰的賠償認定

◇法院は、「酸性シリコン」は登録商標「楓葉」の指定商品の範囲外であるものの、実際の販売商品「ガラス接着剤」は指定商品であることから、登録商標「楓葉」の専用権を侵害したと認定した。

◇法院は、損害賠償の審理の結果、①被告が登録商標「楓葉」を知って、それに便乗したのは明白な故意犯行である、②権利侵害の持続時間が長い、③利益が巨額であるため、権利侵害の情状は極めて深刻と認定し、5倍の懲罰的賠償を適用した。

◇法院は、損害賠償額の計算では5000万元以上であったため、原告の請求額3000万元を全額支持した。

◇典型的意義  
法院は、権利侵害の悪意が明らかで、その情状が重大である場合、懲罰的賠償を適用し、侵害行為を抑制するとした。

◇そして、有名ブランドの保護を強化し、権利侵害を厳罰に処する鮮明な態度を明確にした。

#### 4-3. 悪意登録による損害

##### <草案>

###### 第 52 条

この法律の第四十九条、第五十条の規定により無効宣告された登録商標については、国务院商標管理部門が公告し、当該登録商標専用権は初めからなかったものとみなす。

登録商標の無効を宣告する決定又は裁定は、無効宣告される前に人民法院で行われかつ執行された商標権侵害案件の判決、裁定、調停書及び商標の法執行を担当する部門で行われかつ執行された商標権侵害案件の処理決定、並びに履行された商標譲渡又は使用許諾契約に対して遡及しない。ただし、商標登録者の悪意により他人に与えた損害は、賠償しなければならない。

前項の規定により商標権侵害の賠償金、商標譲渡料、商標使用料を返却しなければ、明らかに公平の原則に反するときは、全部又は一部を返却しなければならない。

.....

###### 第 78 条

悪意による商標訴訟に対し、人民法院が法に基づき処罰を与える。相手方当事者に損害を与えた場合には、法に基づき民事責任を負わなければならない。

##### (中科コメント)

△悪意の商標権者に対する賠償責任の規定が強化されています。

△第 52 条は、悪意の商標登録に対し、無効審判請求して潰した場合、それに要した費用を賠償請求できる可能性があります。

△第 78 条は、例えば、第三者が悪意をもって抜け駆け出願し、その後、その商標権に基づき抜け駆け出願された正当な商標所有者を訴えた場合、この悪意の訴訟行為に対し、裁判所の処罰のみならず、商標所有者の経済的損失も賠償する責任が生じます。

△なお、現行法第 36 条(改正草案第 38 条)には、「当該商標の公告期間が満了した日から、登録許可の決定が下されるまで、当該使用者の悪意により商標登録者に与えた損害は、賠償しなければならない」と規定されています。

#### 5. 2023 年草案にあって 2025 年草案で除外された規定案

△今回の第二回草案では、2023 年第一回草案で注目された下表の規定案が除外されています。「重複登録禁止」、「5 年毎の商標使用説明」の除外は、商標出願人にとって好ましい結果になります。

##### <2023 年第一回改正草案>

No	項目	条項	要旨
1	重複登録禁止	第第 21 条	●同一出願人による同一商標の同一商品/サービスにおける重複登録が禁止されます。
2	異議申立	第 39 条	●被異議申立人(出願人)が拒絶決定を受けた場合、異議審査モデルを最適化する目的から、不服審判の手続が廃止され、人民法院へ訴え提起することになります。
3	無効審判 商標移転	第 45 条	○第 18 条(馳名商標の保護)、第 19 条(代理人の冒認出願)、第 23 条(先行権利の保護)の規定に違反し、一定の影響のある商標が冒認登録された場合、その先行権利者は、冒認登録に対する無効審判に勝てば、その登録商標を自己の名義に移転することが出来るようになります。
4	商標使用 使用説明	第 61 条	●商標登録後 5 年ごとに自主的に商標の使用状況を説明することになります。正当な理由なく説明しない場合、説明が事実と異なる場合には、登録商標の取り消しとなります。
5	商標権侵害	第 74 条	○商標紛争多元解決メカニズムとして、仲裁、行政裁決、非侵害確認訴訟などが規定されています。

以上